

## 平成26年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 6-2-4 生活保護事業

### 【予算反映等改善事項】

生活保護法は、憲法第25条によって保障される「生存権」を実現するための制度のひとつとして制定されています。その基本理念として「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、生活の最低限度を保障し、自立助長を目的とする」と規定されています。また、第2のセーフティネットとして、生活保護に至らない生活困窮者への支援等を行う生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されています。

本市においても、自立促進の取組みとして、稼働能力や就労意欲のある受給者に対し、就労支援員（福祉事務所）とハローワークが連携して個々の実態やニーズ等に応じた就労支援を行う「被保護者就労支援事業」では、就労により経済的に自立する支援を行っております。加えて、身体や精神の回復維持し、自身の健康生活管理を行う等の日常生活においての日常的自立や社会的なつながりを回復維持し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう社会的自立が可能となる支援・指導に取り組んでいます。

また、医療扶助が生活保護費の約52%を占めており、受給者への適正な指導として、受診に関しては頻回受診指導や重複受診指導を、薬に関しては向精神薬重複処方への指導指示やジェネリック薬品の推進等の指導により、受給者への適正な指導・支援に努めております。